

様式第6号

平成 年 月 日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
理事長 殿

新所有者	住所又は所在地	〒 —	
	氏名又は名称	⑩	
	(代表者名)		
	(事務担当者名)		
	(TEL)	(FAX)	

助成対象者変更申請書(新所有者)

平成 年度引退名馬繫養展示事業の助成対象馬について、助成対象者を変更したく、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル引退名馬繫養展示事業助成金交付要領第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、承認の上は、裏面の必要事項を遵守します。

記

1. 助成対象馬

馬名	性	生年

2. 旧所有者

旧所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	(代表者名)		

3. 変更年月日

平成 年 月 日

4. 助成金を受ける場合の口座

口座は、所有者本人名義の口座を指定してください。
口座名義等については、金融機関にお届けのとおり、正確に記入してください。

金融機関名 _____ 支店名 _____

預金の種類 普通・当座・貯蓄・その他 _____ 口座番号 _____

フリガナ _____

口座名 _____

注: 預金の種類の欄は、いずれかに○を付けてください。

5. 添付書類

- ①引退名馬繫養届(様式第2号)
- ②繫養展示場所の略図及び周辺図

私は、公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが個人情報の保護措置を講じた上で、私の個人情報を裏面の「個人情報に関するお知らせ」のとおり第三者へ提供することについて同意します。

署名 _____

裏面の内容をよくお読みください。

個人情報に関するお知らせ

本財団では、引退競走馬に関する事業を適切に行うとともに、皆様の個人情報の取扱いにも、万全の体制で取り組んでおります。

個人情報の利用目的について

本財団は、競走を引退した馬の繋養展示活動への助成及び情報提供等を行う事業を実施するため、下表の利用目的の達成に必要な範囲内で対象者の個人情報を利用します。

対 象 者	利 用 目 的
引退競走馬の関係	① 引退競走馬の繋養展示活動への助成に関する事務のため（事務連絡、馬名プレートの送付など） ② 上記活動への助成金交付事務のため（事務連絡、送金手続、記録の作成・保存など） ③ 引退競走馬に関する情報を次に掲げる第三者（外国にある者を含む。）に提供するため ア 繋養展示場所、馬名などの情報を一般の方にホームページで公表またはパンフレットを配布 イ 助成結果などの情報を助成団体、寄付者に報告 ウ 繋養展示場所、馬名などの情報を（公社）日本軽種馬協会（ふるさと案内所）に提供

個人情報に関するお問い合わせ

本財団保有個人データの開示等（利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等）、あるいは個人情報に関するお問い合わせ、ご相談などは以下の窓口までご連絡ください。

〒105-0004

東京都港区新橋 4-5-4 日本中央競馬会新橋分館 6 階

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 総務部

電話：03-3434-5315

FAX：03-3432-4668

助成対象者の変更が承認の上は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル引退名馬繋養展示事業実施要綱及び同助成金交付要領の定めるところにより本事業を実施するとともに、以下の必要事項を遵守します。

必要事項

1 事業の継承

本事業の実施に関し、変更前の助成対象者（旧所有者）が公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「財団」という。）から受けた助成金の交付決定通知の範囲内で事業を継承します。

2 旧所有者との相互確認・了承

助成対象馬の所有権の異動日等、この助成対象者変更申請書に記載された事実関係については、旧所有者との間で相互に確認し、了承しています。

3 「申請書」に記載した馬は、競走、繁殖及びその他の用途から引退していずれの用途にも使われることなく、余生を送るために繋養されている馬であって、中央競馬重賞競走の勝馬又は地方競馬で実施されたダートグレード競走（ダート競走格付け委員会又は日本グレード格付け管理委員会において格付けされた指定交流重賞競走）の勝馬であり、次の要件を満たしております。

- ① 中央競馬の競走馬登録又は地方競馬の馬登録を抹消していること。
- ② 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けた馬にあっては、用途変更の届出をしていること。
- ③ 公益社団法人日本馬術連盟の乗馬登録及び公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会の乗用馬登録を現に受けていないこと。
- ④ 助成金交付の対象となる期間において10歳以上であること。
- ⑤ 国内において、善良な管理が行われていること。
- ⑥ 競馬ファンを含め広く一般の方に対し、常時展示されていること。

4 変更・中止

本事業を変更又は中止するときは、速やかに財団へ連絡するとともに、申請内容変更報告書（様式第10号）又は事業中止報告書（様式第9号）を提出します。

5 報告書等の提出

助成金の交付を受けようとするときは財団理事長が定める日までに、財団が指定する飼養状況確認書（様式第4号）又は事業実績等報告書（様式第5号）を提出します。

6 交付決定の取消等

本事業を変更又は中止したときは、事業に係わる助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更されることを了承します。

助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他助成金交付要領及び関係規定に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消されることを了承します。また、すでに助成金を受領している場合は、これに相当する助成金は返還します。